別紙様式２－１（処遇改善加算　総括表）

提出先	大分県

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）

１　基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン　カイコウシャ			
法人名	社会福祉法人　偕倖社			
法人所在地	〒 878-0007			
	大分県竹田市大字三宅1763番地1			
フリガナ	ヨシオカ　アツシ			
書類作成担当者	吉岡　敦			
連絡先	電話番号	0974-63-3201	E-mail	yuyukyo@song.ocn.ne.jp

２　賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額				
① 令和7年度の加算の見込額	(a)	2,665,800	円	
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円	
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額（賃金改善が必要な額）（a ＋ b）	(c)	2,665,800	円	←
④ 令和7年度の賃金改善の見込額（③の額以上となること。障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。）	d)	2,934,600	円	←

○

【記入上の注意】

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b) に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
  その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

３　福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

（1）月額賃金改善要件Ⅰ（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記				○
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1／2	965,130	円	←	
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額　（①の見込額以上となること）	2,934,600	円	←	○

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）で行っている賃金改善の総額を記入してください。

（2）月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】
※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記	○

（3）キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）	○

（4）キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）	○

（5）キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	○

- □
- □
- □
- □

（6）キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記	○

（7）職場環境等要件 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、 令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。	○

□

□

4　要件を満たすことの確認・証明

・　以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック（✔）すること。

	確認事項	証明する資料の例 （指定権者からの求めに応じて提出）	○
☑	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 給与明細等	
☐	令和7年度に繰り越す予定の額（２②）がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、 給与明細等	
☑	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画等	
☑	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	―	
☑	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書	
☑	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
☑	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	―	

※　各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
※　本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和　7　年　4　月　10　日　　法人名　社会福祉法人　偕倖社
代表者　　職名　理事長　　氏名　吉岡　曉督

（確認用）　提出前のチェックリスト

・　以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
※　空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2　賃金改善計画について	
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3　福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
（1）	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
（2）	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
（3）	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
（4）	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
（5）	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
（6）	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）を満たすこと	○
（7）	職場環境等要件	障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること	○
		障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	

4　要件を満たすことの確認・証明	
・　必要な項目が全て選択されていること	○
・　誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2－2（処遇改善加算　個票）

法人名	社会福祉法人　偕倖社

【記入上の注意】
・ オレンジ ピンク色 のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先	大分県

処遇改善加算（見込額）の合計［円］ （別紙様式2-1 2 ①の内数）	2,665,800	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1／2（見込額）の合計［円］ （別紙様式2-1 3(1)①に転記）	965,130	円
うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額［円］ （別紙様式2-1 3(2)①に転記）	0	円

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアパス要件Ⅳについて（「令和7年度の算定予定」について）

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	6
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数	5

	障害福祉サービス等事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額［円］(a)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(b)	算定対象月(d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算の見込額［円］(a×b×c)	①月額賃金要件Ⅰ		②月額賃金要件Ⅱ		③･④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ
														○		○		○	○	○	○
			都道府県	市区町村										処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1／2	月額賃金要件Ⅰを満たす	新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の処遇改善加算の見込額	月額賃金要件Ⅱを満たす	任用要件･賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（年額440万円以上）を満たす職員数を記載	配置等要件の状況が分かる加算の算定状況
1	4450800018	大分県	大分県	竹田市	こどもデイサービスセンター「ゆうゆう」	児童発達支援	477,167	処遇改善加算Ⅰ	13.1%	処遇改善加算Ⅰ	13.1%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（ 12 ヶ月）	750,108	274,848	○			○	○	1	福祉専門職員配置等加算
2	4450800018	大分県	大分県	竹田市	こどもデイサービスセンター「ゆうゆう」	放課後等デイサービス	947,937	処遇改善加算Ⅰ	13.4%	処遇改善加算Ⅰ	13.4%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,524,288	557,388	○			○	○		福祉専門職員配置等加算
3	4410800108	大分県	大分県	竹田市	悠悠ショートステイ	短期入所		処遇改善加算Ⅰ	15.9%	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（ 12 ヶ月）			○			○	○	4	対象加算なし
4	4410800108	大分県	大分県	竹田市	悠悠ヘルパーステーション	居宅介護	46,123	処遇改善加算Ⅱ	40.2%	処遇改善加算Ⅱ	40.2%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（ 12 ヶ月）	222,492	75,552	○			○	○		
5	4410800371	大分県	大分県	竹田市	悠々居デイサービスセンター（共生型生活介護）	生活介護	173,772	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月（ 12 ヶ月）	168,912	57,342	○			○	○	1	福祉専門職員配置等加算
6												令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）									
7												令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）									
8												令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）									
9												令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）									